

「不正保険取り扱い防止対策」について

不正保険取り扱い防止対策が議論されているが、この問題の取り組みにあたり最も基本となるのが「保険者のデータ整備確立」です。

この不備のために本格的対策困難で失当者には逃げ得を、患者やまじめ整復師には受診妨害の弊害です。

外部委託はデータ収集と分析とすべきものです。

データ整備の大事は不正問題の根拠と申請者整復師ごとの証拠の特定が出来る事です。

この事により不正問題で「故意」と「過失」の混同回避で「注意指導対策（過失）」と「措置対策（故意）」の対策可です。

データ整備と整復師業務の時代遅れ不備の改正の大事
傷病の診断や表記について向上を図りデータ化の分析と対比させ適否判断に資す。

検討委員会指摘の①～⑩は患者に自己診断強要の誤りや失当整復師に対する作成対策を全整復師に求める誤り。

架空請求・水増し請求問題対策は医療費通知などの対策。

「研修」や「実務」の勉強の大事と、但し、受領委任払い契約の取り扱いにあたり受講前の受領委任払いに否定の厳禁。「勉強の大事」と「受領委任払い取り扱い時期の差別化の回避の大事」で、過去の注意例。

以上の参考で、不正防止対策が患者への受診妨害や整復師叩き対策とならないような取り組みの大事で、改めて行政と保険者の連携によるデータ整備確立対策の要望。

①同一建物の複数患者への往療の見直し

「偶然の場合」は問題にならずだが、「傾向的な場合」の問題で統計が大事。

②「亜急性」の文言の見直し

「傷病表記を考えるべき」で、因に、先例で変形性関節症素因者の「捻挫」が理解されたが、「くり返し」で素因者の場合の評価の大事。但し、悪用乱用の注意で統計が大事。

③支給基準の明確化を図るため、判断に迷う事例の収集及び公表

問題点が不明。抽象的で不明。

乱診乱療問題を指すなら統計による収集と分析で問題点の根拠と証拠の下の対応の大事。

④「部位転がし」等の重点的な審査の実施に向けた審査基準の策定

本件は統計の収集と分析の大事。個別の訂正など対策のくり返しのための対策の不適當。

但し、素因者の固有事情配慮の大事。傷病適正表記対策の大事。

⑤柔整審査会の権限を強化し、不正請求の疑いが強い施術所に資料の提出や説明を求める仕組み

不正請求疑問者対策「統計整備不可欠」の未整備注意。この者の権限乱用の注意。全保険者の外部委託による「収集と分析」の確立の大事。

⑥地方厚生（支）局における個別指導・監査の迅速化、

「受領委任の取扱いの中止」を確実に運用する仕組み

問題の根拠と証拠の上の対応の大事。

この不備の上での権限の失態回避の大事。

従来、データ不備の弊害。保険者の任務。

⑦保険者や柔整審査会が施術所に対して

領収書の発行履歴とその他通院の履歴がわかる資料の提示を求めることができる仕組み

この頻回の嫌みの注意。前記④⑤例同様データ整備の基本。この不備の看過の注意。

⑧事業者等に金品を提供し、患者の紹介を受け、

その結果なされた施術を療養費支給の対象外とする

本件は傷病の内容如何の注意の大事。施術所ごとのデータ分析に基づく全体対象対策の大事。

⑨支給申請書様式の統一

統一の合理性の大事と、但し、不当失当保険取り扱い問題と混同注意。データ整備の大事。

⑩施術管理者について研修受講や実務経験を要件とする仕組みの導入

「研修」や「実務」の勉強の大事と、

但し、受領委任払い契約時の受任払い妨害障害条件の厳禁。

また、不正保険取り扱い防止対策とする誤解注意。

⑪初検時相談支援料について、

一定の要件を満たす施術管理者に限って算定可能とする仕組みへの変更
医師の場合の特定専門科の整復師へ乱用の失当。

同じ柔道整復師資格で能力格差化の失当。格差化者の注意。

⑫電子請求に係る「モデル事業」の実施

希望者の参加制の例

⑬地方厚生（支）局における指導・監査の人員体制の強化

能力程度の疑問と克服の大事。権限以前の不当失当柔道整復師特定対策
不備の看過注意。

⑭不適正な広告の是正

医事課主体業務の注意。但し、当該柔道整復師の請求データ分析に基づき対策の大事。

⑮原因疾患毎の長期・頻回事例に関するデータの収集

保険者のデータ整備に基づく分析能力の大事。過去のデータ不備のための放置の反省の大事。

⑯柔道整復療養費とあはき療養費との併給の実態把握

保険者のデータ整備に基づく分析能力の大事。過去の放置の反省の大事。

⑰支給申請書における負傷原因の記載を1部位目から記載すること

負傷原因記載の注目の大事と、但し、全件の傷病事情や素因などに対し理解困難保険者の看過不可。

⑱問題のある患者に対し、

保険者において受領委任払いではなく、償還払いしか認めない権限を与えること

「問題のある患者」に対する問題よりも「その患者の診療内容問題の大事」で担当柔道整復師問題の不知問題。

以上の各件について、この基となる保険者統計不問の看過の注意。